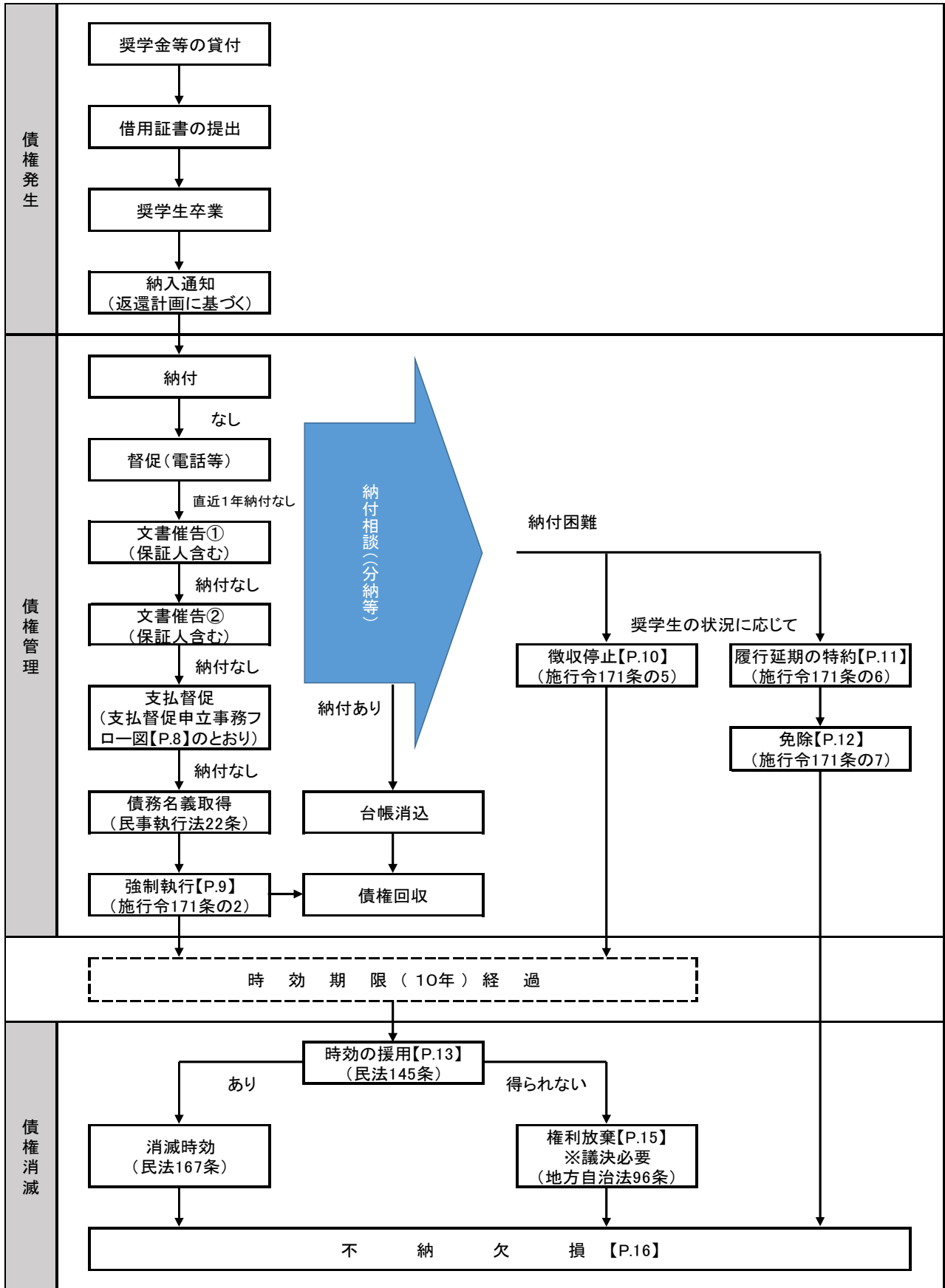


平成28年度第4回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|------|-----|----|-------------|----|-------------|----|------|------|----|-----|-----|----|-----|-----|----|------|------|----|----|----|---------|----|----|
| 件名 | 育英奨学金の返還対策について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 学校教育課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発言内容 | <p>税務課の職員がしっかり取組んでいることが、初めて数字で示されましたので、この体制を緩めずに取り組みで欲しいと思います。</p> <p>前回、育英奨学金の返還状況もお尋ねしましたが、その回答が資料にはありませんので、次回、その件も資料提供をお願いします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町回答 (会議時) | 前回の補足説明時の意見のため、会議時の町回答なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認事項 | 育英奨学金の返還対策について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状 (過去の経緯) | <p>○「箱根町育英奨学金債権管理基本方針」の策定 奨学金等返還者の公平性を確保し、債権管理の適正化を図ることを目的として、平成28年3月に策定しました。この方針に基づき、適正な債権管理に取り組んでいます。</p> <p>○「保証人(連帯保証人)」への文書催告の実施 奨学金等を滞納している者については、従前から滞納者本人に対して文書による催告を実施していたが、平成25年度からは、その保証人に対しても文書催告を実施しており、保証人から滞納者本人への督促により返還に至ったケースや、保証人自ら返還するケースもあります。</p> <p>○簡易裁判所への「支払督促申立て」の実施 滞納者本人及び保証人に対して、文書により催告したにもかかわらず、返還に至らないケースについては、滞納者本人に対して、民事訴訟法に規定されている督促手続きである「支払督促」の簡易裁判所への申立てを平成27年度から実施しています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的な 成果 | <p>「保証人(連帯保証人)への文書催告」や「簡易裁判所への支払督促申立て」の実施により、今まで返還に応じなかった滞納者が返還を再開するケースが一定数あり、取り組みの成果が出ている反面、返還に応じた者のほとんどが「分納」を希望するため、滞納額の大幅な減少には至っていません。</p> <p>今後も引き続き「箱根町育英奨学金債権管理基本方針」に基づき、適正な債権管理に努めていきます。</p> <p>○滞納額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>43,016,873円</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>42,185,387円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「保証人(連帯保証人)」への文書催告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施人数</th> <th>返還あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>81人</td> <td>43人</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>79人</td> <td>45人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○簡易裁判所への「支払督促申立て」の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施人数</th> <th>返還あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>28(見込み)</td> <td>5人</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 金 額 | 26 | 43,016,873円 | 27 | 42,185,387円 | 年度 | 実施人数 | 返還あり | 26 | 81人 | 43人 | 27 | 79人 | 45人 | 年度 | 実施人数 | 返還あり | 27 | 4人 | 4人 | 28(見込み) | 5人 | 4人 |
| 年度 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 43,016,873円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 42,185,387円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 実施人数 | 返還あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 81人 | 43人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 79人 | 45人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 実施人数 | 返還あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 4人 | 4人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28(見込み) | 5人 | 4人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

債権管理の流れ(箱根町育英奨学金債権管理基本方針より抜粋)



平成28年度第4回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|---|
| 件名 | 南箱道路の現状について〔アンケート調査時質問事項〕 |
| 所管課 | 都市整備課 |
| アンケート時 質問事項 | 南箱道路について、詳しい説明をして欲しい。 |
| 現状 (過去の経緯) | <p>●南箱道路の検討経過について</p> <p>南足柄市と箱根町を連絡する道路（南箱道路）については、災害発生時の代替ルートの確保と観光振興をはじめとする地域活性化に加え、渋滞緩和等の点で非常に重要なものであることから、本町の道路交通網整備における長年の課題の一つであります。</p> <p>本連絡道路については、県と両市町に加え、関係自治体の小田原市、山北町、松田町、開成町、大井町により「南足柄市と箱根町を連絡する道路に関する研究会」を設置し、平成18年度から、県西地域全体を見据えた広域的な観点から検討を行ってきました。</p> <p>この研究会においては、連絡道路のルートと構造について5つの案を設定し、地下水や動植物に与える影響、また、観光圏の拡大や防災救急拠点のカバー範囲等の広域的な課題について検討を行うとともに、関係市町の住民をはじめ、広く県民への意見募集を行ったものであります。</p> <p>●ルート決定と整備内容について</p> <p>その結果、平成22年度において「自然環境」「経済性」「整備効果」「既存ストックの有効活用や早期利活用の可能性」の4つの選定要素を勘案し、これらを総合的に検討した結果、「経済性」に優れ、交通の分散による渋滞緩和や災害時の緊急輸送に寄与するなどの「整備効果」が見込まれるとともに、「既存ストックの有効活用により早期利活用の可能性」が高い、既存の定山、黒白、明神林道を通るルートに絞り込みを行ったものであります。</p> <p>こうして決定をした本連絡道路（延長約10.9km）については、富士箱根伊豆国立公園及び矢倉岳・明神ヶ岳自然環境保全地域内を通過することから、自然環境への影響を極力少なくするため、現況の幅員が5メートル程度の林道を、大規模な地形の改良あるいは変更といった改変を行わず、普通自動車 safely 通行できるよう、法面の崩落対策、橋りょう補修、すれ違いのための待避所設置など、県道として必要な整備が実施されるものであります。</p> <p>●整備状況について</p> <p>現在は、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックまでの開通に向け、県により、平成25年度から用地測量、道路詳細設計、道路改良工事等が進められており、長年の課題であります本連絡道路の整備を促進すべく、町としても県に対して出来る協力をしながら、既存ストックを有効活用し、自然環境に配慮した現行の計画に沿って、本連絡道路の目標年次までの開通に向け、引続き、取り組んでまいりたいと考えております。</p> |

県道 731 号（矢倉沢仙石原）〔南足柄市と箱根町を連絡する道路〕 開通に向けたロードマップ

■事業方針

本路線は、県西地域の新たな道路ネットワークを構築し、災害時の代替ルートになるとともに、観光振興をはじめとする地域活性化にも役立つ重要な社会基盤であります。

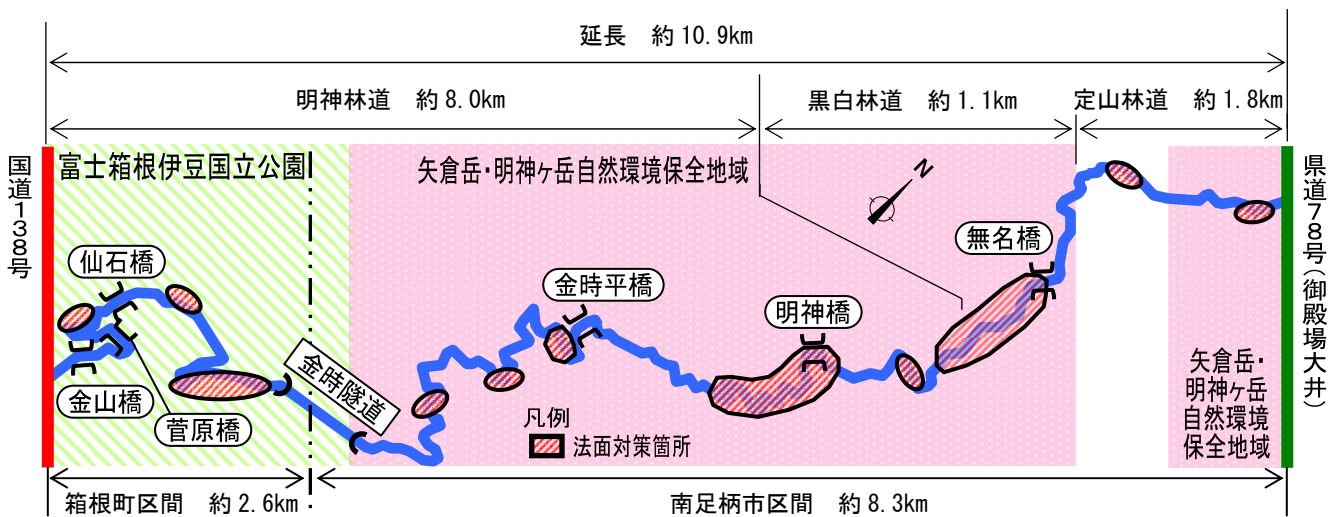
整備にあたっては、「国立公園」内などを通過することから、自然環境への影響を極力少なくするため、大規模な改変は行わないこととしますが、乗用車等が安全に通行できるよう、法面の崩落対策や交通安全対策など、必要な整備を実施してまいります。

東京オリンピック・パラリンピック開催〔平成 32 年〕を視野に入れ、平成 31 年度までの開通を目指し、整備を進めてまいります。

■事業概要

- ・延 長：約 10.9km
- ・主 な 工 事：法面对策、すれ違い施設（拡幅等）、橋りょう架替、トンネル補修など
- ・事 業 期 間：平成 25 年度～平成 31 年度

■事業概要図



■事業工程

| 【主な事業】 | | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) |
|--------|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------------|
| 設 計 | 法面对策、局部改良、橋りょう、トンネル等 | ■ | | | | | | |
| | 用地取得 | | ■ | | | | | |
| 工 事 | 法面对策 | ■ | | | | | | |
| | 局部改良・すれ違い施設、交差点改良等 | | ■ | | | | | |
| | 橋りょう架替 | | ■ | | | | | |
| | トンネル補修 | | | | | ■ | | |
| | 安全施設、路面補修等 | | | | | ■ | | |
| | | | | | | | 開 通 (目 標) | 東京オリンピック・パラリンピック |
| | | | | | | | | |

■今後の取組

平成 26 年度からは、本格的な事業実施に向けて必要な各種設計業務を進め、関係機関等と具体的な調整・協議を行い、順次、工事に着手し、平成 31 年度までの開通を目指してまいります。

平成28年度第4回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----|----|------|------------------|------|----------------------------|------|--|------|--|
| 件名 | 第6次総合計画と施設配置・財政面で連携する各計画の内容や位置づけについて〔アンケート時質問事項〕 | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 企画課 | | | | | | | | | | |
| 発言内容 | 第6次総合計画と施設配置・財政面で連携する各計画について、内容や位置づけ等を説明してもらいたい。 | | | | | | | | | | |
| 町回答 (会議時) | 第4回町民会議後に実施したアンケート調査時の意見のため、町回答なし | | | | | | | | | | |
| 確認事項 | 第6次総合計画と施設配置・財政面で連携する各計画の内容や位置づけについて | | | | | | | | | | |
| | <p>平成29年3月に策定した2つの計画（①公共施設等総合管理計画と②公共施設再編・整備計画）が主に施設配置・財政面で連携する計画となります。</p> <p>① 公共施設等総合管理計画</p> <p>全国共通の問題として、厳しい財政状況が続く中、人口減少や少子高齢化による課題に加えて、高度成長期に整備されてきた公共施設及び道路や下水道などのインフラ資産（公共施設等）の老朽化対策が大きな課題となっています。</p> <p>このため、国では全市町村に対し、平成26年4月に総合的・中長期的な観点から公共施設等の計画的な管理を推進するための計画の策定を要請しています。</p> <p>本町においても、公共施設等の老朽化問題を抱えており、今後10年程度で順次更新する必要が生じ、最終的には、将来の建替え需要等の集中的な増大に直面することが予想されます。</p> <p>このような現状に対し、公共施設等の全体を把握し、将来の町の姿を見据えながら、戦略的に更新・統廃合・長寿命化を計画するための方針（基本的な考え方）を定めたものです。</p> <p>・ 計画の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成29～64年度までの36年間</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>建物系公共施設及びインフラ施設（道路・上下水道など）</td> </tr> <tr> <td>策定項目</td> <td>公共施設の現況及び将来の見通し 公共施設等マネジメントの基本方針 公共施設等の管理に関する基本的な方針 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</td> </tr> <tr> <td>主な内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等マネジメントの基本理念 経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供する ・ 建物系公共施設の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物系公共施設の適正配置と総量の適正化 ② 建物系公共施設に係るあらゆるコストの縮減 ③ 長寿命化を目的とした施設保全 ・ インフラ系公共施設の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減 ② 新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応 ・ 建物系公共施設の目標値：36年間で延床面積3割削減 </td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 内容 | 計画期間 | 平成29～64年度までの36年間 | 対象施設 | 建物系公共施設及びインフラ施設（道路・上下水道など） | 策定項目 | 公共施設の現況及び将来の見通し 公共施設等マネジメントの基本方針 公共施設等の管理に関する基本的な方針 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等マネジメントの基本理念 経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供する ・ 建物系公共施設の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物系公共施設の適正配置と総量の適正化 ② 建物系公共施設に係るあらゆるコストの縮減 ③ 長寿命化を目的とした施設保全 ・ インフラ系公共施設の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減 ② 新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応 ・ 建物系公共施設の目標値：36年間で延床面積3割削減 |
| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | |
| 計画期間 | 平成29～64年度までの36年間 | | | | | | | | | | |
| 対象施設 | 建物系公共施設及びインフラ施設（道路・上下水道など） | | | | | | | | | | |
| 策定項目 | 公共施設の現況及び将来の見通し 公共施設等マネジメントの基本方針 公共施設等の管理に関する基本的な方針 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | | | | | | | | | | |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等マネジメントの基本理念 経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供する ・ 建物系公共施設の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物系公共施設の適正配置と総量の適正化 ② 建物系公共施設に係るあらゆるコストの縮減 ③ 長寿命化を目的とした施設保全 ・ インフラ系公共施設の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減 ② 新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応 ・ 建物系公共施設の目標値：36年間で延床面積3割削減 | | | | | | | | | | |

現状
(過去の経緯)

② 公共施設再編・整備計画

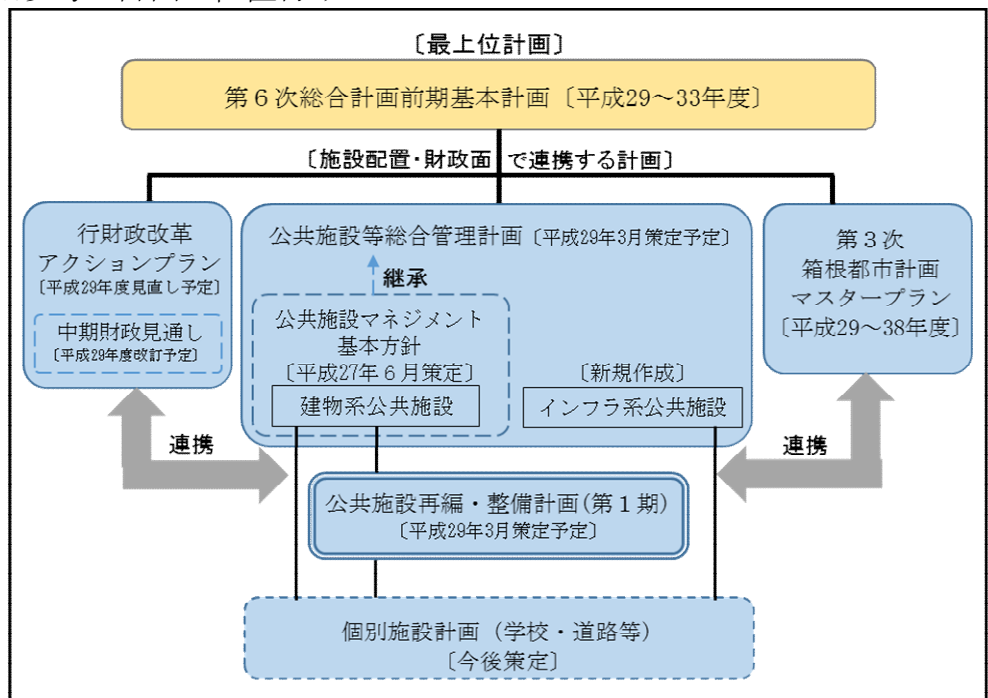
公共施設等総合管理計画の方針に基づき、ソフト・ハード両面で取り組みを進めて行く必要がありますが、特にハード面の取り組みとしては、公共施設の更新や大規模改修のタイミングを捉えて、周辺に位置する施設の集約化や複合化を検討し、公共施設の総量を縮減するとともに町民サービスの質を高めていく必要があります。

そこで、今後概ね10年間以内に見直す公共施設を対象に再編整備の方向性と実現に向けたスケジュールや事業費を示すとともに、長期的な視点での取組内容や時期を明らかにする計画を定めたものです。

・計画の概要

| 項目 | 内 容 |
|------|--|
| 計画期間 | 平成28～34年度までの7年間（第1期） |
| 対象施設 | 建物系公共施設のみ |
| 策定項目 | 公共施設再編・整備計画の基本的考え方 施設類型別ロードマップ リーディング事業 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> 第1期再編・整備計画の目標 公共施設の延床面積を第1期期間中で6%削減 施設類型別のロードマップの内容 全対象施設の今後の取組内容と時期を明らかにするもの リーディング事業の内容 ロードマップの実効性を高め、公共施設マネジメントの取組みを先導するような事業として、既に住民を交えて検討を行っている、次の3つの事業を位置付けているもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①宮ノ下地区公共施設の複合化（複合化） ②温泉幼稚園の利活用（民間活用） ③箱根中学校長寿命化改良（長寿命化） |

※参考 計画の位置付け



平成28年度第4回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 件名 | 現時点で町が懸念、課題としている事項について〔アンケート時質問事項〕 |
| 所管課 | 企画課 |
| アンケート時質問事項 | 現時点で町が懸念・課題としている事項について説明してもらいたい。 |
| 現状 (過去の経緯) | <p>平成29年度からスタートした第6次総合計画では、今後のまちづくりにおいて時代の流れがもたらす大きな課題として次の4つを位置付けております。</p> <p>① 人口減少高齢化の本格化 日本の人口減少は平成20年(2008)に始まっており、2020年代初めまでは、毎年60万人程度の減少、2040年代頃には年100万人程度の減少にまで加速すると試算されています。 本町の国勢調査による総人口は、昭和55(1980)年の19,882人から平成27(2015)年は11,786人と8,096人減少(40.7%減)しています。このような中、本町の老年人口(65歳以上)は増加し続けており、平成7(1995)年には老年人口2,779人が年少人口(0～14歳)の2,263人を上回りました。高齢化率は、平成27(2015)年には35.8%に達し、超高齢社会へと突入しています。 <u>人口減少を抑制するために、子どもを生み育てやすい環境づくりや若者の転入増加を図り、地域の将来を支える人口構造を確保することが求められます。</u></p> <p>② 災害への備え 首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、30年以内の発生確率が70%とされており、また、箱根火山を有する本町においても、平成27(2015)年6月の大涌谷での小規模な噴火の発生を教訓に、火山と向きあい、火山活動を正しく理解して、ともに生きていくことを学び、それを後世に伝えていく必要があります。 <u>大規模な災害が起こった場合、町民の安全・安心を脅かすとともに、町の観光をはじめとする地域産業に与える影響は大きなものがあるため、災害に対する事前対策が重要となってきます。</u> さらに、自然災害がインフラへ与える損害は町民の生活の悪化や安全を損なう要因となります。高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化が進んでおり、本町の公共施設のうち平成24(2012)年度末に築30年以上経過した割合は46%となっています。これは、全国と同規模市町村の平均35.9%と比べて、約10ポイント上回っています。 <u>今後、施設の長寿命化等を行うことにより、インフラの維持管理・更新費用を縮減し、効率的なインフラの維持管理・更新を行っていく必要があります。</u></p> <p>③ 医療体制の整備 少子高齢化が一層進む中で、本町の地域医療に対するニーズは高く、地域医療体制の充実、優先度が高い施策です。町民に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するため、地域医療の社会資源の効率的な運用が求められています。 <u>このため、地域の医療基盤の充実を目指すとともに、保健・医療・福祉の連携の強化及び将来の休日急患診療や地域包括ケアシステム※体制の確立など、町内の地域医療資源を維持し、安心できる医療体制を存続していく対策を構築する必要があります。</u></p> <p>※地域包括ケアシステム 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、平成37(2025)年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。</p> |

④ 子育て環境の充実

町では、「箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき、すべての子ども、すべての子育て家庭等の視点に立つとともに、結婚・妊娠・出産・育児・育成まで切れ目のない支援を行い、少子化の抑制、解消に向けたニーズに応じた子育て支援施策を実施しています。

さらに、子育て家庭における孤立感や負担感の増加が課題となっていることから、育児不安等についての相談指導及び情報交換の場の提供が求められているとともに、ニーズに応じた保育サービスの充実が求められています。親子が交流できる場所や機会の充実を図り、より多くの方に利用してもらえるよう周知していくことも必要です。

また、あらゆる機会を利用して、育児困難家庭や虐待等を早期発見するとともに、各関係機関との連携と適切な対応が求められています。

●4つの重点施策

第6次総合計画前期基本計画の34の施策を前提として、町を上げて組織横断的に力を入れて取り組むべき4つの重点施策分野設定し、役場内の関係部署間だけではなく、役場以外の人や組織が連携して施策を進めることにより、より一層の効果を上げることを目指します。

現状
(過去の経緯)

| 重点施策 | 内 容 |
|----------|--|
| 防災力の強化 | 本町は火山の恵みを大いに享受して成り立っている町です。しかし、噴火災害と背中合わせであり、町民の生活環境や滞留する観光客の安全とやすらぎを確保することは本町の根幹に関わることです。また、地震や風水害等の災害対策も含めて安全の確保は重要な施策です。 |
| 若者定住の促進 | 人口減少高齢化が進む本町にとって、若者及びその世帯の定住を促進することは、急速な少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していく上で大切な要件となります。 |
| 健康生活の推進 | 「食」、「運動」、「社会参加」を柱とした「未病を改善する※」取組を進め、幅広い世代に向けて、関係機関が連携し効果的な健康づくりを推進していく必要があります。 また、人口減少高齢化により、コミュニティ機能の希薄化が心配されていますが、地域においていきいきと暮らしていくことはその機能の維持・向上にもつながります。地域の課題を解決する上ではコミュニティの役割はますます重要となることから、その支援もしていく必要があります。 |
| ブランド力の強化 | まちのブランド力を高め、観光産業の成熟化や魅力アップ、おもてなしの向上などにつなげて、観光客の増加を図るとともに、箱根町への移住を希望する人を増やし、その希望に応えていくことが大切です。 |